令和８年度青森市地域除雪活動支援事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、青森市市民とともに進める雪処理に関する条例（平成１７年青森市条例第１４４号）に基づき、市民等の自主的な雪処理を支援するため、道路等の除雪活動を行う町（内）会等に対して、当該年度の予算の範囲内で補助金を交付することにより、冬期間における道路交通の確保と市民生活の安定を図り、もって住みよい雪国都市の構築に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（１）　道路等　令和８年度青森市除排雪事業実施計画に定める除排雪路線、青森市内の国道及び県道並びにその他公共性があるものとして市が認める路線をいう。

（２）　小型除雪機　レギュラーガソリン又は軽油を燃料とし、手元で操作を行うハンドガイド式のロータリー除雪機をいう。

（３）　除雪活動　地域の道路等の交通機能を確保するため、地域住民等が協力して行う小型除雪機による除雪作業をいう。

（補助対象団体）

第３条　補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、町会、町内会、まちづくり協議会その他自主的に道路等の除雪活動を行おうとする団体であって、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

（１）　青森市内に活動の拠点を有し、主として青森市内で活動していること。

（２）　営利を目的とした団体でないこと。

（３）　補助対象団体又はその構成員が所有する小型除雪機により、除雪活動を実施できる体制を有していること。

（４）　青森市冬期歩行者空間確保除雪機貸付要綱（平成２６年１１月１３日実施）その他類似の制度により、小型除雪機の貸与を受けていないこと。

（５）　補助対象団体が、青森市暴力団排除条例（平成２３年青森市条例第３３号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員（以下同じ。）と社会的に非難されるべき関係にないこと。

（６）　補助対象団体の構成員又は除雪活動の従事者が、暴力団員又は暴力団員でなくなってから５年を経過しない者でないこと。

（７）　補助対象事業について、この要綱の趣旨に類似する他の補助制度に基づく補助金等の交付決定を受けておらず、又は受ける見込みがないこと。

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が道路等の交通機能を確保するため自主的に行う除雪活動とする。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象団体が行う補助対象事業に使用する小型除雪機の燃料の購入に要する経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、補助対象経費の１０分の１０に相当する額又は２０，０００円のいずれか低い額とする。

（補助金の交付の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和８年１２月１５日までに、令和８年度青森市地域除雪活動支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）　事業計画書（様式第２号）

（２）　収支予算書（様式第３号）

（３）　従事者名簿（様式第４号）

（４）　除雪作業に使用する小型除雪機の写真

（５）　除雪作業の実施場所が分かる書類

（６）　その他市長が必要と認める書類

２　前項の申請は、補助対象団体１団体につき、１回を限度とする。

（補助金の交付の決定）

第８条　市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

２　市長は、前項の規定により、補助金を交付することに決定した場合にあっては令和８年度青森市地域除雪活動支援事業補助金交付決定通知書（様式第５号）により、補助金を交付しないことに決定した場合にあっては令和８年度青森市地域除雪活動支援事業補助金不交付決定通知書（様式第６号）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取り下げの期日）

第９条　青森市補助金等の交付に関する規則（平成１７年青森市規則第６２号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定を受けた日から起算して１０日を経過した日とする。

（事業の変更及び廃止の申請）

第１０条　第８条第１項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更又は廃止しようとするときは、速やかに令和８年度青森市地域除雪活動支援事業補助金変更（廃止）承認申請書（様式第７号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　前項の規定による申請があったときは、市長は、その内容を審査し、その結果を令和８年度青森市地域除雪活動支援事業補助金変更（廃止）承認（不承認）通知書（様式第８号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第１１条　補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了の日（補助対象事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して１５日を経過した日又は令和９年３月３１日のいずれか早い日までに、令和８年度青森市地域除雪活動支援事業補助金実績報告書（様式第９号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　事業実施報告書（様式第１０号）

（２）　収支決算書（様式第１１号）

（３）　領収書等の補助対象経費の支払を明らかにする書類の写し

（４）　補助事業の実施を確認できる写真

（５）　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１２条　市長は、前条の報告書等の提出を受けた場合においては、当該報告書等の内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、令和８年度青森市地域除雪活動支援事業補助金交付額確定通知書（様式第１２号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第１３条　補助金は、前条の規定により補助金の額を確定した後に交付するものとする。

２　補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、令和８年度青森市地域除雪活動支援事業補助金請求書（様式第１３号）を市長に提出しなければならない。

（補助事業の着手）

第１４条　補助対象事業の着手は、補助金の交付の決定後に行うものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第１５条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（１）　この要綱に基づく申請書類等に虚偽の記載その他不正の行為があると認められるとき。
（２）　補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
（３）　補助事業を廃止したとき。
（４）　市長が補助金の交付を不適当と認めたとき。
（５）　その他規則又はこの要綱に違反したとき。

（補助金の返還）
第１６条　市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を請求するものとする。

（その他）
第１７条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金交付に関して必要な事項は、別に定める。

附　則
（実施期日）
この要綱は、令和８年１０月２３日から実施する。